

(別紙)

管理番号 173「都道府県等食品衛生監視指導計画の計画期間の見直し」、管理番号 258「食品衛生監視指導計画の弾力化及び毎年度の策定を不要とし策定後の国への報告を省略可能とすること」回答

食品は国民の生活及び健康に密接な関わりを有し、かつ、食中毒は国民の健康を害し、場合によっては、生命の危機に直結するものである。新型コロナウイルス感染症への対応で保健所業務が逼迫している現状は承知しているが、感染症対策同様、食中毒対策や食品表示の適正確保も国民の生命と健康を保護する観点では非常に重要な施策である。

<毎年度の計画策定の必要性について>

都道府県等食品衛生監視指導計画（以下「監視指導計画」という。）の規定が新設された平成 15 年の食品衛生法改正の際に、BSE 問題や食品偽装等の食品安全の根幹を揺るがす諸問題への対応に関する反省を踏まえた食品安全行政のあり方について様々な議論が行われ、その結果、国民が危害に晒される可能性がある場合、事故への事後的な対応ではなく、可能な範囲で事故を未然に防ぎ、リスクを最小限にするための国際的なシステムであるリスク分析<sup>\*1</sup>の手法が食品衛生行政に取り入れられることとなった。この検討の過程において、リスク分析の 1 つの構成要素であるリスク管理は、消費者をはじめとした全ての関係者と協議をしながら、消費者の健康の保護を第一の要素とし、その他、有用性、社会的な影響の要素を総合的に考慮して、適切な政策・措置を決定・実施する過程として位置づけられており、透明性を持つと同時に、採用された政策の結果は、常にモニタリングされ、再評価されなければならないこととされた。

加えて、食品安全に関する状況は次の①～③に示すとおり、毎年度変化しうるものであり、これらを踏まえると、引き続き、毎年度、計画の見直しを行い、新たな計画を策定し、適切な監視指導を実施する体制を整えることは、国民の生命、健康を保護するために必要である。

- ① 大規模食中毒等の事案以外にも、食の安全に関する事件は毎年度発生しており、事件が起きてからの事後的な対応のみではなく、このような事件をどのように防いでいくのかを常に検討していくことが重要である。そのためには、食品施設の状況のみならず、食品供給工程の実態、食品等事業者の衛生管理の実施状況、食中毒の発生状況、食品等の違反の発生状況、食品衛生に関する人材の育成状況等、常に変化する地域の実情を適切に把握した上で、対応を検討していく必要がある。
- ② 近年の技術の進展等による新たな営業形態や新開発食品の創出により、新たな危害等が発生するおそれがあり、また、提案自治体の意見にもあるように、技

術の進展を踏まえて監視指導のあり方を随時見直すことの必要性も高まっている。

- ③ 国内流通食品の収去検査や食品等事業者の監視指導等を行うのは、各都道府県知事等により任命された食品衛生監視員であり、食品の安全を確保するためには、その配置状況を勘案するとともに、生産から加工・流通・保存・調理・消費までの各段階においてアプローチを行うことが重要であることから、食品衛生主管部局以外の関係部局等の状況も勘案し、毎年度適切な監視指導等のあり方について検討していく必要がある。

※1 国連食糧農業機関（FAO）／世界保健機関（WHO）が合同で設立したコーデックス（国際食品規格）委員会が提案した概念。リスク管理、リスク評価及びリスクコミュニケーションの3つの要素から構成される。

#### <意見聴取の必要性について>

住民からの意見聴取の規定が食品衛生法に追加された平成15年当時、不透明な政策決定過程、情報公開の不徹底や消費者の理解不足といった問題点が指摘され、また、当時の国民の世論としても監視指導計画の策定には消費者が参加すべきである旨との意見が強かった。このような背景を踏まえても、食品衛生上の施策である各自治体の監視指導のあり方や監視指導計画の変更の必要性の有無については、住民から意見を聴取した上で決定されるべきものであり、行政側の判断のみによって決定すべきものではないと考える。なお、食品衛生法上、意見聴取の規定が設けられることになったが、意見聴取の方法については規定しておらず、パブリックコメント以外の手法により、関係者からの意見聴取を適切に実施できるのであれば、自治体の判断において意見聴取の方法を決定することが可能である。

#### <国の関与の必要性について（国への報告等）>

食品衛生法上、監視指導計画の策定事務は、自治事務とされている。他方、食品衛生法第30条に基づき都道府県知事等が食品衛生監視員に行わせる監視指導のうち、営業許可に付随する義務の遵守状況を確認するために行う営業施設等の監視指導は自治事務とされているものの、それ以外の不良品の発見、排除等のために行う営業施設等の監視指導は法定受託事務とされている。そのため、例えば、施設数が最も多い飲食店営業施設への監視指導においても、自治事務と法定受託事務が混在している状況である。監視指導計画の策定に関し、監視指導計画は国の策定する指針<sup>\*2</sup>に則して策定するものであり、また、監視指導計画の中で、法定受託事務である監視指導の計画も定められることを踏まえると、国への報告等の一定の関与は引き続き必要であると考えている。

※2 全国で統一的に監視指導を実施し、また、地方自治体の負荷を軽減するため、国が指針を定め、その指針に基づき、監視指導計画を定めるようになっている。

<今後の対応方針>

なお、監視指導計画の報告についてメール報告が可能であること等、事務の簡素化のための対応については、今後、改めて周知することとしたい。